

フィジー憲法（二〇一三年）の目的と構造

——憲法工学的考察——

東 裕

はじめに

フィジー共和国 (The Republic of Fiji) は、南太平洋にある人口約八八万人、国土面積一万八、二七〇平方キロメートル（四国とほぼ同じ大きさ）の極小国である。人口の六割弱が原住民フィジー人、四割弱がインド系フィジー人である。インド系は一九世紀末から二〇世紀初めにかけて、イギリス領植民地であつたインドからサトウキビ栽培のため契約労働者として入植し、そのまま定住した人々の子孫である。二〇世紀半ばにはインド系の人口が半数を超えた時期もあつた。両民族間に深刻な対立はないが、政治の世界ではインド系が政権をとると原住民系によるクーデタが起

きたことが過去に三度ある。一九七〇年の英国からの独立以来、一九八七年に二回、二〇〇〇年に一回、そして二〇〇六年に一回とクーデタを経験し、民主政に復帰するということを繰り返した。^①このような複合民族国家フィジーにあって、国民統合が独立以来の最大の政治課題となってきた。

二〇〇六年一二月の四度目のクーデタはそれ以前の三回のクーデタとは異なり原住民系の国軍司令官による原住民系政権の転覆を図るものであった。憲法は停止され、議会は解散されたまま、二〇〇九年四月には停止されていた憲法が廃止されて新体制の成立が宣言された。こうして二〇〇六年二月から約七年八ヶ月にわたり軍事政権が続き、二〇一三年九月に新憲法が制定され、二〇一四年九月に八年ぶりに総選挙が実施されて民主政に復帰した。

本稿で取り上げる二〇一三年憲法は、独立時の一九七〇年憲法、一九九〇年憲法、一九九七年憲法に続く四つめの憲法である。^②この憲法の成立に至る直近の前史をたどり、憲法の全体構造を示した上で、この憲法の目的、その目的を達成するために導入された諸制度を中心に分析し、所期の目的通りの結果を創出したのかどうかを憲法工学的手法によって考察するものである。^③

一 憲法成立前史

1. 一九七〇年の独立から二〇〇六年のクーデタまで

一九七〇年の独立にあたって宗主国英国の指導の下に憲法が制定され、複合民族国家フィジーは英国女王を国家元首とする立憲君主制のもとで民主政治が始まった。ところが、独立から一七年後にインド系政権が誕生するに至って

原住民系の軍人によるクーデタが発生し、一九七〇年憲法が破棄され、一九九〇年には原住民系の政治的優位を定めた憲法が制定された。この一九九〇年憲法は七年以内の見直しを定めた暫定的性格をもつ憲法であった。そのため、一九九五年から憲法の見直しが始まり、一九九七年には両民族の協調を基調とする国民統合に向けた一九九七年憲法が制定されるに至った。

この憲法のもとで、一九九九年五月に下院議員総選挙が行われた。その結果、インド系のチョードリー (Mahendra Chaudhry) フィジー労働党党首を首相とする「複数政党内閣」⁴ が形成されたことで、フィジーにおける国民統合が進展すると思われたが、早くも二〇〇〇年五月にフィジー原住民系文民によるクーデタが発生し、この憲法が一時その効力を停止されることになった。

その後、二〇〇一年には再び一九九七年憲法の効力が回復し、同年八月から九月にかけて下院議員の総選挙が行われ民主制に復帰した。その任期が満了した二〇〇六年五月にはこの憲法下で二回目の下院議員選挙が行われ、一九九七年憲法のもとで国民統合が一步先進したかと思われたが、同年一二月に原住民系のバイニマラマ国軍司令官によるクーデタが発生した。

2. クーデタとバイニマラマ暫定政権の成立

二〇〇六年二月五日、バイニマラマ (Josia Vorege Bainimarama) 国軍司令官が全権を掌握し、ガラセ (Laisenia Qarase) 首相を追放し、議会を解散した。フィジーで四回目のクーデタであった。過去二回のクーデタが、フィジー原住民系がインド系政権を追放するという民族主義的性格をもっていたのに対し、二〇〇六年のクーデタは原住民系

のバイニマラマ国軍司令官が原住民系のガラセ政権を「腐敗」を理由に追放したのである。バイニマラマは、ガラセ政権は一九九七年憲法を侵害しているとして、クーデタではなく憲法保障のための「浄化作戦」(clean-up campaign) ⁽⁵⁾ であるという大義を掲げていた。

二〇〇七年一月、イロイロ大統領によってバイニマラマが暫定政権首相に任命され、首相と一四名の閣僚からなる暫定政権 (Interim Government) ⁽⁶⁾ が発足した。小政党出身者を民族に関係なく能力重視で閣僚に登用し、一九九七年憲法が目的とした国民統合政府を実現した。二月下旬には、暫定政権は三年後の二〇一〇年までに下院議員総選挙を実施することを明らかにし、民主政復帰に向けたスケジュールが示された。フィジー国内では暫定政権支持の空気が支配的であった。⁽⁶⁾

暫定政権成立から一年八ヵ月後の二〇〇八年八月六日には、暫定政権は「人民憲章」(People's Charter for Change, Peace and Progress) ⁽⁷⁾ 草案を発表し、その中で新たな選挙制度が提案された。バイニマラマ暫定首相は、総選挙は新選挙制度の下で実施されるべきで、その準備には一二ヵ月から一五ヵ月を要するとの見通しを示し、二〇〇九年三月と予告されていた総選挙の延期が濃厚となった。選挙制度は一九九七年憲法で規定されていたため、新選挙制度のもとで総選挙を実施するということは当然に憲法改正を視野に入れた発言であった。その意味で、「人民憲章」は新憲法の方針ないしは草案といえた。

3. 一九九七年憲法の破棄と新体制の成立

二〇〇九年四月、暫定軍事政権は新たな局面を迎える。四月九日に暫定政府の合法性・合憲性を否定する控訴裁判

所判決^⑧が出たことを契機として、イロイロ (Ratu Josefa Iloivatu Uivuvata) 大統領が憲法を破棄し、自らを国家元首に任命し、緊急命令たる大統領令 (Decree) によって統治するとして新体制の成立を宣言した。暫定政権首相であったバイニマラマ軍司令官が首相に任命され、同時に旧暫定政権の閣僚が再任され新政権が誕生した。国家元首によるクーデタともいべき劇的な政治変動が起きた。^⑨

新政権は、選挙制度の改正をはじめとする諸改革の実行と民族区分のない単一国民を基礎とした国民の権利の平等化を実現する新憲法の制定を目標に、遅くとも二〇一四年九月までに平等な投票権を基礎とする新選挙制度の下で国会議員選挙を実施し、立憲民主制への復帰をめざす方針を表明した。こうして二〇〇九年に予定されていた民主制復帰が消え、「真の民主的な選挙を行う前に不可欠な諸改革」の実行のため、五年間の軍市政権の継続が現実となった。周辺先進民主主義諸国からの批判はさらに高まったが、フィジー政府はその方針を貫徹した。^⑩

4. 軍市政権による民主化政策と憲法制定

二〇〇九年七月一日、バイニマラマ政権は「変革への戦略枠組み」(A Strategic Framework for Change)^⑪ という二〇〇九―一四年の五年間の政策実施計画を示した。その内容は、①二〇〇九―一一年は社会・経済状況及びインフラの改善に取り組み、②二〇一二年九月までに新憲法作成作業を開始し、③二〇一三年九月までに新憲法を公布して、④二〇一四年九月までに総選挙を実施する、というものであった。

二〇〇九年一二月には政策要綱たる「民主制と持続可能な社会・経済開発のためのロードマップ」(Roadmap for Democracy and Sustainable Socio-Economic Development 2010-2014)^⑫ を発表した。この「ロードマップ」は「人民憲章」

を基礎としたものであり、ここで示された方針が二〇一三年憲法の規定となって結実した。その中で、「良い統治」の確立のために必要な具体的な政策が提示された。

すなわち、①新憲法を制定してすべての国民をフィジアン (Fijian) と呼称し、国名はフィジー (Fiji) とすること、②全国一区の非拘束名簿式比例代表制を採用して一院制国会とすること、③国の安全保障を強化し「クー・サイクル」に終止符を打つこと、④反腐敗独立委員会の設置、などの政策が「良い統治」(good governance) に必要な政策として掲げられた。

また、「経済開発」については、生産的・社会的目的のための土地利用促進や投資の促進等が目標とされ、「社会・文化開発」として、貧困削減、知識を基礎とした社会づくりとしての教育の充実、保健医療サービスの改善、共通の国民的アイデンティティ開発と社会的統合の形成が目標とされた。

そして、この計画通り新憲法が制定されて二〇一三年九月六日に大統領の承認を経て発効した。翌二〇一四年九月一七日には総選挙が実施され、フィジーは民主制へと復帰した。こうして今、二〇一三年憲法のもとでの二度目の総選挙を迎えようとしている。(二〇一八年八月現在)

二 憲法の構成

1. 全体構成

二〇一三年憲法は、前文と本文一二章(全一七四条)からなる。各章は、第一章―国家、第二章―権利章典、第三

章―国会、第四章―行政部、第五章―司法部、第六章―国家業務、第七章―歳入及び歳出、第八章―説明責任及び透明性、第九章―緊急権、第一〇章―免責、第十一章―憲法の改正、および第一二章―施行、解釈、廃止及び経過、と⁽¹³⁾なっている。

これに対し、一九九七年憲法は前文と本文一六章（全一九五条）で、各章は次のように構成されていた。第一章―国家、第二章―コンパクト、第三章―市民権、第四章―権利章典、第五章―社会正義、第六章―国会、第七章―行政部、第八章―大酋長会議、第九章―司法部、第一〇章―国家業務、第十一章―説明責任、第一二章―歳入及び歳出、第一三章―集団の権利、第一四章―緊急権、第一五章―改正、第一六章―施行、解釈及び廃止、となっている。

このように一九九七年憲法から原住民の権利に係る四章（第二章―コンパクト、第三章―大酋長会議、第五章―社会正義、第一三章―集団の権利）を削除したものが二〇一三年憲法の章立てとほぼ一致している。すなわち、原住民系を優遇する条項が大幅に削減されたことが二〇一三年憲法構成から一見して見て取れるのである。⁽¹⁴⁾

2. 目的規定

A. 前文に現れた目的

前文では、フィジーの国民は、フィジー社会を構成する四つの民族（原住民フィジー人、ロツマ島出身のロツマ人、英領インドおよび太平洋諸島からの契約労働者移民の子孫、その他のフィジー移民の子孫）のそれぞれの独自の文化・習慣・伝統及び言語を承認すること、そして原住民フィジー人とロツマ人についてはその土地の所有権を認めることを冒頭で謳っている。

ここではフィジー社会を構成する四つの民族の独自性を尊重し、それら諸民族を含むのがフィジー国民であることを表現している。また、原住民についてはその土地所有権を認めるということで、伝統的な総有による慣習地の保護を約束している。

続いて、「われわれはすべてフィジアン (Fijians) で、共通かつ平等な市民 (citizenry) として結びついている」ことを宣言し、「この憲法がフィジーの最高法規として政府とすべての国民の行為の枠組みを提供するものであると認め、みずから人権の承認と保護、人間の尊厳の尊重に関与し、正義、国の主権と安全、社会と経済の福祉、およびわれわれの環境の保護を宣言し、ここにフィジー共和国のためにこの憲法を確定する」と結ばれている。

ここでは明確に、フィジー社会を構成する諸民族が、かつてはフィジー原住民だけを意味した「フィジアン」という共通の国民名称で呼ばれること、そしていずれの民族も「平等な市民」としてその権利を享有することが示唆されている。

また、このフィジー憲法は「最高法規として政府とすべての国民の行為の枠組みを提供するもの」との憲法観が示され、憲法にとって「人権の承認と保護、人間の尊厳の尊重に関与し、正義、国の主権と安全、社会と経済の福祉、およびわれわれの環境の保護」が特に重要なものとして宣言されている。

以上のように、前文の内容は、憲法制定の目的を明らかにしたものである。

B. 第一章国家の各条項に現れた目的

第一章—国家 (THE STATE) の各条項には、前文の宣言を受けた憲法の目的が見出される。フィジー共和国 (一

条)、憲法の最高法規性(二条)、憲法解釈の諸原則(三条)、世俗国家(四条)、および市民権(五条)の五カ条からなる本章で、特に注目されるのが次の諸規定である。

(1) 民族区分のない国民統合

フィジー共和国は、「共通かつ平等な市民及び国民統合に基づくこと」(一条(a))、「人の権利、自由、及び法の支配を尊重すること」(同条(b))など、第一条で八項目にわたって定められた諸価値に基礎をおく主権民主国家であることが宣言されている。ここにいう「共通かつ平等な市民」とは、フィジー原住民系とインド系に共通かつ平等な国民として市民的権利が認められることを意味する。すなわち、この憲法の目的の一つが、民族区分を超えた「国民統合」を志向した憲法であることを示すものである。

このことは、独立以来、主としてインド系フィジー人が要求してきたことであるが、独立から四三年目にして実現したものである。一九九〇年憲法ではフィジー原住民系国民の政治的優位が明確に憲法で規定されていた⁽¹⁵⁾が、一九七〇年憲法と一九九七年憲法ではフィジー原住民系とインド系の市民的権利、すなわち選挙権についてはその人口比に応じた一定の平等化が図られていた⁽¹⁶⁾。しかし、そこには厳然とした民族区分が存在したため、完全な平等とはいえない状態にあった。それゆえ、二〇一三年憲法で初めて民族区分のない完全な平等が規定されたのは画期的なことなのである。

市民権については、「この憲法の諸規定に従い、すべてのフィジー市民はフィジアン(Fijian)として平等の地位を有する」(五条(1)項)として、フィジー原住民系とインド系を区別することなく統一的にフィジー市民として把握し、

これまではフィジー原住民系国民を意味した「フィジアン」がフィジー国民の統一名称として使用されたのである。ここでも民族による区分によらず、フィジーの市民権を有する者はすべて「フィジアン」、すなわちフィジー国民であるとして、民族による国民の分割を回避し、諸民族を国民として統合する措置がとられている。

(2) 憲法支持・擁護義務

憲法の最高法規性の規定で、「この憲法は、すべてのフィジー国民と国家によって支持され尊重されなければならない。国家の公職にあるすべての人を含む」（二条(3)項）と規定されている。国家権力を行使する者によって、あるいは一般の国民（文民）によつて、憲法が破棄された経験を背景とした規定と考えられる。

民主主義の歴史の浅い国にあつては国民および国家権力を行使するものの双方において憲法に対する規範意識が不十分であるため、憲法または政治への不満または不支持が憲法に定められた手続きを無視してあからさまな力によつて表現されることがある。フィジーにおける四回のクーデタのうち一九八七年の二回は陸軍幹部軍人によつて、二〇〇六年は国軍司令官によつて、二〇〇〇年は一般国民によつて、それぞれ引き起こされたという歴史があり、それを踏まえて、「国家の公職にあるすべての人」と「フィジー国民」に対して憲法を支持し尊重する義務を明文化したものであると考えられる。直接的には、クーデタの抑止を意図した規定の一つといえる。

(3) クーデタの無効化

「この憲法に定めのない他の方法によつて政府を設立しようとするいかなる試みも違法であり、そのような試みに

よってなされたすべての行為は無効であり何らの効力も有せず、そのような憲法を超えた試みの中でなされた行為の実行者に合法的に免責を認めることはできない」(四条(a)、(b)号)とするのは、これまでの「クーデタ文化」に歯止めをかけようとした憲法保障の規定であることは明らかである。

しかし、事実として「この憲法に定めのない他の方法によつて政府を設立」することが憲法の廃止をともなつて試みられ、その試みが国民の支持を得たときにはどうなるだろうか。フィジーにおけるクーデタはすべてその後国民の支持を獲得している。廃止された憲法は新たに成立した政府を拘束することはできない。二〇〇〇年の文民クーデタを別として、軍人によるクーデタは実行者がその後政権を握り、かつ国民の支持も獲得し、「憲法を超えた試みの中でなされた行為の実行者」は「合法的に免責」されていった。¹⁷これが「クーデタ文化」(coup culture)とも称される独立以来のフィジーの政治文化であつた。それをこの憲法は明確に否定したものである。その実効性は今後一定の時間の経過を待つて初めて確認されよう。

(4) 共通言語による国民統合

憲法解釈の諸原則で、「この憲法は英語で採択されるが、フィジーの諸言語による翻訳も利用できる」(三条(3)項)とし、英語と翻訳に明らかな齟齬のある場合は英語版の意味が優先する」(同条(4)項)として、英語に優越的な地位を与えている。言語による国民分割を避け、共通語である英語での国民統合をはかる意図が窺える。

ただし、英語は旧宗主国の言語である外国語であるため、一方で憲法については「フィジーの諸言語による翻訳も利用できる」とされ、実際にその翻訳憲法が用意されている。国民統合と民族のアイデンティティの維持に配慮した

規定といえよう。

三 目的実現のための諸制度

1. 議会制度および選挙制度とその特徴

国会は一院制で、国会に国の立法権が与えられ、それを行使する（四六条・四七条）。国会の構造には国民統合というこの憲法の目的を達成するための制度的試みが以下のようにみと取れる。

(1) 民族別議席を排した一院制国会

第一に、国会は選挙された国会議員で構成され（五四条）、投票は自由かつ公正に秘密投票で行われる（五二条）。複合民族国家フィジーでは、独立以来、二院制が採用され、民族別の選挙制と議会制が採用されてきた。独立時の一九七〇年憲法、一九八七年の二度のクーデタ後に制定された一九九〇年憲法、そして国民統合を目指した一九九七年憲法のいずれにおいても、若干の変更を伴いながらもその制度の基本は維持されてきた⁽¹⁸⁾。

一九九七年憲法では下院議員の定数は七一で、うち二五議席が民族区分のないオープンシートで選出され、残り四六議席が民族ごとに区分された四つの選挙人名簿を基礎に選出されていた⁽¹⁹⁾。また、上院は民族別制で選挙によらない任命制であった⁽²⁰⁾。したがって、一院制への移行と議員定数の削減、民族別選挙人名簿の廃止および国会の民族別議席の廃止はきわめて大きな革命的変革なのである。これにより、単一のフィジー国民の選挙による単一のフィジー人

によって構成される一院制国会だけとなり、単一の国民による国民統合が制度的に強制されたのである。

(2) 大選挙区非拘束名簿式比例代表制

第二に、選挙制度は「大選挙区非拘束名簿式比例代表制」で、一人一票で投票する（五三条(1)項）。一九九七年憲法では、「小選挙区優先順位付き選択投票制」が採用されていた²¹。この選挙制度の投票の複雑さ、制度のもたらす多数代表的効果、そして一部にみられた第一順位の逆転現象が、民意の反映という観点から見て、国民の間に選挙制度に対する不信感を高めていたことは否定できない²²。そのため、大選挙区非拘束名簿式比例代表制の採用は、これらの小選挙区優先順位付き選択投票制にみられた「欠点」を是正するものとして、選挙制度に対する不信感を払拭するものと思われる。

「選挙区」については、地区により民族別の人口比が異なるので、そのことによる差異を解消するため、全国一区としたものと考えられる。単純かつ投票価値の平等を確実に実現する全国一区の非拘束名簿式比例代表制の採用で、この制度もまた単一の国民統合を意図したものであると解される。

(3) 民族別選挙人名簿

第三に、選挙委員会は、選挙区ごとに単一の国民共通選挙人登録をしなければならない（五五条(5)項）。独立時の一九七〇年憲法から一九九七年憲法まで受け継がれていた民族別選挙人名簿²³が廃止され、民族区分のない単一の共通名簿による選挙が導入されたことは重大な変革である。単一の共通名簿による選挙は、一九七〇年憲法の制定時から

インド系を中心に主張されてきたが実現に至らなかったものであった。⁽²³⁾ これによって民族による政治的権利の不平等が解消されることになった。これも単一の国民による国民統合のための大改革の一つである。

2. 行政権とその特徴

行政部の第四章は、第A部―大統領、第B部―内閣、の二部一六カ条からなる。

(1) 大統領

大統領は国家元首であり、国の行政権は大統領に与えられている(八一一条(2)項)。この点は、一九九七年憲法と同様であるが、大統領は国会によって任命される(八四条(1)項)点で一九九七年憲法とは異なっている。すなわち、一九九七年憲法では大統領は、フィジー原住民系の伝統的首長の組織である大酋長会議が首相と協議した後に、大酋長会議によって任命されたが(一九九七年憲法九〇条)、二〇一三年憲法では大酋長会議の規定そのものがなくなり、大統領は国会による任命となった。

こうして大統領の地位の民主的正統性が強化され、中立的な国家元首の地位にふさわしいものになったといえる。いずれの民族にも偏らない国民統合の象徴としての大統領の地位の基礎づけに対する配慮がみられるのである。

(2) 内閣

内閣については、責任政府 (Responsible Government) として、「政府は国会の信任を得なければならない」(九〇条)。

「内閣 (Cabinet) は、主宰する首相及び首相によって任命される閣僚で構成され」(九一条(1)項)、「首相及び閣僚はその権力と権限の行使について、個々に及び連帯して国会に責任を負う」(同条(2)項)。

首相は政府の長 (head of the Government) である (九二条(1)項)。首相は国会に議席を有しなければならず (九三条(2)項)、国会議員の選挙後、国会議員の五〇%を超える議席を占める政党の党首である議員が首相に就任する (同条(2)項)。五〇%を超える議席を獲得した政党がない場合は、国会議長が議員に立候補を呼びかけ、議員の投票によって過半数の支持を得た者が首相に選出される (同条(3)項)。首相は、不信任動議が可決された場合にのみ解職されるが、その場合、代わりの首相候補者となる議員を提案しなければならない (九四条(1)項)。なお、閣僚は国会議員でなければならぬ (九五条(1)項)。

下院で過半数の議席を占める政党の党首が首相に就任することを明確に規定し、それが不可能な場合は過半数の支持を得た議員が首相に選出されるとする点で、内閣の民主的基礎付けに配慮している。一九九七年憲法にあった複数政党内閣制の規定 (一九九七年憲法九九条(3)項) は削除されたが、この制度はそもそも各政党が民族別に組織されていることを前提とするものであったから、政治の舞台での民族的要素を追放した二〇一三年憲法に規定されなかったのは当然といえよう。²⁴

3. 人権保障と原住民の権利

第一章―権利章典は、第六条から第四五条の四〇カ条からなる。適用 (六条)、本章の解釈 (七条) に続き、身体の自由、国務請求権、精神的自由権、経済的自由権、社会権および新しい人権などに関する諸規定がおかれているほか

に、当初の政府草案にはなかった、①フィジー原住民、ロツマ人及びキリバスのバナバ島からの移住者であるバナバ人の土地の保護(二八条)、②土地の権利及び利益の保護(二九条)、③鉱物の採掘に対する公正な採掘権の分配に関する土地保有者の権利(三〇条)、という原住民の権利保護条項を含んでいる。ここにもまた、国民統合に寄与すると考えられる条項が、以下のように配置されている。

人権規定の適用にあたって、「国家及び公職にある者は、本章で認められた権利及び自由を尊重し、保護し、促進し、そして実現しなければならない」(六条)と定め、これら人権および原住民の権利に関して積極的な実現への取り組みを国家および公権力の行使にあたる者に義務づけている。本章に定める人権には、人身の自由・刑事手続きの保障等(八条〜一六条)、自由権的基本権・財産権の保障(二七条〜二七条)、社会権的基本権・新しい人権(三二条〜四二条)などの今日の諸国憲法に普遍的な規定が置かれている。これらの規定の中でフィジーの国民統合に資すると考えられるのが一連の社会権規定である。

すなわち、教育に対する権利(三一条)、経済的参加に対する権利(三二条)、労働及び公正な最低賃金に対する権利(三三条)、交通への合理的なアクセスの権利(三四条)、住居及び公衆衛生に対する権利(三五条)、十分な食料及び水に対する権利(三六条)、社会保障スキームに対する権利(三七条)、健康に対する権利(三八条)、恣意的立ち退きから自由(三九条)、環境権(四〇条)、子どもの権利(四一条)、および障害者の権利(四二条)の各規定に定められた権利・自由の保障である。²⁵⁾

これらの条項は、極めて具体的な権利を保障したものであり、これらの諸権利は、フィジーのみならず開発途上国の国民に共通して不可欠であっても、国家の財政基盤の脆弱性により現実には十分に保障されることのない権利であ

る。フィジーは太平洋島嶼国の中では比較的恵まれた自然的・社会的・経済的環境にあるとはいえ、これら諸権利を具体的・個別的に憲法で規定したことは、国民の権利保障のために国家が積極的に取り組むべき政策課題を提示し、その実現に向けた国家の責務を表明したもので、その意義は大きい。

特にフィジーにおいて経済的に劣位にある原住民系フィジー人やインド系労働者にとっては、日々の生活保障が重大な関心事である。また、原住民系にとっては市民的権利の平等化は、インド系の政治的支配を強め、フィジー原住民系の権利侵害につながるのではないかとの危惧を抱かせるものであった。とりわけ、国土の約九〇%を占める伝統的な共同体による土地保有制度が破壊されることは絶対に容認できないことであり、一方インド系農民にとっては賃借契約による農地での耕作という不安定な状態は生活の先き行きに対する不安の根源となっている。

これら双方の不安を解消するのが具体的な社会権の保障と原住民の権利保護規定なのである。とりわけ原住民系の土地の流動化に対する不安を解消することによって、原住民系に市民的権利の平等を受け入れる素地が醸成されると見込まれるのである。バイニマラマ軍事政権が行ってきた政策は、これらの社会権規定のうちのいくつかを先取りしたものであり、それが同政権への民族を越えた国民の一貫した支持につながっていたと考えられるのである。²⁶⁾

4. 免責条項

第一〇章では、「一九九〇年憲法の下で認められた免責は継続」(二五五条)、「二〇一〇年の政治的事件に対する政令に規定された責任の制限の下で認められた免責の継続」(一五六条)、二〇〇六年二月からこの憲法の施行後初の国会が招集されるまでの政府に直接又は間接に関わった者に対する「更なる免責」(一五七条)が認められること、そ

してこの憲法に含まれるいかなる規定にもかかわらず、本章及び本章で認められ継続している免責は、改定し、修正し、変更し、取り消し、又は無効にすることはできないとして、「免責を確定」(二五八条)させている。

いうまでもなく、「二〇〇六年二月のクーデタから現在の政権に至る政治的事件に関わり、そして今後新憲法の下で総選挙が実施され初めて国会が招集されるまでの間、大統領、首相、閣僚、フィジー共和国軍、フィジー警察、フィジー矯正業務、司法権、公共業務、及びその他の公職にあった者に対する刑事、民事、その他のいかなる責任も免除する」(二五七条)としたものである。そのみならず、一九八七年のクーデタ以降の同様の事件に関わったものの免責を確認するものでもある。これによって、いわば過去は水に流して新たな遡及的な混乱を回避して、未来志向の国民統合への障害を除去する規定でもあると考えられる。

5. 憲法改正条項

第一章は、憲法の改正(二五九条)、改正手続(二六〇条)および二〇一三年二月三十一日以前の改正(二六一条)の三カ条からなる。

憲法の改正は、「この憲法、又はこの憲法のどの条項の改正についても、この憲法の定める手続によらなければならない」、それ以外の方法によって改正されてはならない」(二五九条)として、この憲法改正手続によらない改正を排除する。憲法改正手続については、国会における四分の三以上の賛成に続いて、国民投票での四分の三以上の賛成を要している(二六〇条(2)項(b)号)。一九九七年憲法では両院の各院での三分の二以上の賛成を要件としていた(一九九七年憲法一九一条(2)項(b)号)のに比べ、硬性化した改正手続を定めている。また、免責を定めた第一〇章の各条項と経過

規定である第二章D部の諸規定を無効にする改正は禁じられている（一五九条(2)項）。

なお、一六一條は当初の政府草案にはなく、その後付加されたもので、改正規定の例外を定めた経過規定で、「二〇一三年二月二日以前に、大統領は内閣の助言に基づき、この憲法の条項が完全な効力を持つために必要な憲法修正またはこの憲法の条項の中にある矛盾若しくは誤りを訂正するために必要な憲法修正を、官報に登載される政令 (Decree) によつて行う」ことを認めたものである。実際は、この条項による修正は行われなかった。

6. 経過規定

第二章―施行、解釈、廃止及び経過は、第A部―略称及び施行、第B部―解釈、第C部―廃止、及び第D部―経過の四部一三カ条からなる。第C部―廃止では、本章の第D部に従つて、「フイジー行政権令二〇〇九年」をはじめとする二〇〇九年の五つの政令 (Decree) が廃止されることが定められている（二六四條）。第D部―経過では、一六四條で示された五つの政令の廃止にかかわらず、それら政令の下でその職に就いた大統領（一六五條）、首相及び閣僚（二六六條）、公職者（二六七條）はこの憲法の下で最初の国会が招集されるまでその職にあること、財政（二六八條）、国会及び議長の権限（二六九條）についても同様であることが規定されている。

この憲法で定められた職又は制度の職にある者の法的な継承者は、この憲法施行直前に新憲法で定められた職又は制度に対応する職又は制度においてその地位にあつた者と定められている（二七一条(1)項）。この憲法施行以前に認められていた諸権利や義務は、この憲法で異なる定めがない限り、その保持が継続して認められる（二七二條）。この憲法の施行直前に効力を有していたすべての成文法は、この憲法施行後もその効力を維持する（二七三條）。二〇〇九年

の「司法行政令」によって設置された裁判所は存続し、その裁判所におけるすべての司法手続でこの憲法の施行日直前に進行中の手続は、その開始時にこの憲法の条項が効力を発生していたものとみなし継続する(一七四条)。

以上のように、この憲法の施行に伴う経過規定が、憲法施行以前との継続性を重視する形で定められている。こうして、新憲法による大変革の中でも一定の既得権を保護することで改革による衝撃を和らげ、安堵感と協力を促すことにより憲法に対する支持を強化し、憲法の定める目的の達成に寄与する規定であると考えられよう。

四 憲法の結果

1. 二〇一四年の総選挙

二〇一三年九月に大統領の承認を得て新憲法が発効した。バイニマラマ首相は、全国を巡回視察し、二〇一三年憲法の条文を住民に配布し、憲法はフィジー国民が前進するための方法を示すものであり、すべての人々が自ら憲法を読むことが重要であると訴えた²⁷⁾。

同首相は、新憲法は次の三点において、独立以来の三つの憲法と根本的に異なっていることを強調した。すなわち、①誰もが平等で、誰もがフィジアンと呼ばれ、二〇一四年九月に実施される選挙では誰もが平等な価値を有する一票をもつこと、②恒久的な居住権、十分な交通・食料・清潔な水・正当な最低賃金・社会保障制度・健康及び公衆衛生へのアクセス権が初めて憲法で定められたこと、③憲法は土地保有者の権利だけでなく借地人の権利を保護していること、という三点であった²⁸⁾。

さらに、バイニマラマ首相自身が強調した点が、国民の教育権の保障であった。これは、初等から大学教育に至るすべての段階において国民の教育権を保障するもので、総選挙後に誕生する新政府はすべてのフィジー国民に対し、すべての教育段階で教育を受ける権利を保障するためのあらゆる措置を実施しなければならないとして、そこには初等・中等教育から高等教育までの無償化が含まれていた。この教育政策が、選挙においてバイニマラマ首相が選挙に出馬するため国軍司令官の職を辞して結成したフィジーファースト (FijiFirst) 党への支持獲得に大いに貢献することになった。⁽²⁹⁾

加えて、フィジーファースト党への支持獲得に貢献したのが、土地政策であった。二〇一三年一月に原住民土地信託会議 (TLTB) の議長でもあるバイニマラマ首相は「原住民の慣習的保有地の土地保有権を総有する各個人は、土地から得られるすべての利益を平等かつ公正に受け取るべきである」と述べ、慣習的保有地と慣習的漁業権の権利者は、その土地と漁業権を有する場所から産出される鉱物資源に関し、公正な使用料を受け取る権利があるとの考えを明らかにした。⁽³⁰⁾

そして同首相は、「土地保有権の保護を通じて土地保有者を保護することと、今日土地保有者が公正かつ正当な賃借料を受け取る必要性は、土地の賃貸借権と利益を憲法で保障したことによるものであり、すべてのマタンガリのメンバーは、マタンガリの土地借地料による収益を平等に利用し配分されなければならない」と述べ、慣習的土地保有者の土地保有権の保障と共同保有者間での土地から得られる収益の平等かつ公正な配分の必要性を強調した。

国土の九一%が原住民保有地であるフィジーにおいて、慣習的土地保有権を保障しつつも、そこから得られる利益配分の平等化は、原住民系フィジー人にとって政権の支持を左右する極めて重要な関心事であり、とりもなおさず来

たるべき総選挙におけるフィジーファースト党への支持を固める意味をもつものであった。土地問題をめぐる政治は、土地政治 (land politics) ともいわれ、一九八七年のクーデタ以来フィジーの発展を妨げてきたことは明白な事実であった。その土地問題に対し、バイニマラマ政権は一つの解答を与えたのである。その解答の正否が総選挙の最大の争点となった。

2. 選挙結果とその意味

この憲法の下で最初の国会議員選挙日は、「二〇一四年九月三〇日以前でなければならない」(二七〇条)と定められていた憲法規定にしたがい二〇一四年九月一七日に投票が実施された。

選挙制度は、一九九七年憲法の「小選挙区優先順位付き選択投票制」に代わって「大選挙区非拘束名簿式比例代表制」が新たに採用され(五三条(1)項)、選挙区は全国一区(五三条(1)項)で、議員定数は前憲法の七一人から五〇人に変更された(五四条(1)項)。

選挙への立候補は、政党所属候補だけでなく無所属候補も認められ(五六条(1)項)、政党所属候補の場合、政党得票数が全投票数の5%以上を獲得しないと政党に議席が配分されず、無所属候補者も全投票数の5%以上の得票がないと当選できないとなった(五三条(3)項)。

この選挙制度もとで、フィジーファースト (FijiFirst)、社会民主自由党 (Social Democratic Liberal Party)、国民連合党 (National Federation Party) の三党が5%を上回る得票率となり、議席が配分された。その結果、フィジーファースト三三議席(得票率五九・二〇%)、社会民主自由党一五議席(同二八・二〇%)、国民連合党三議席(同五・五〇%)となつ

た。³³バイニマラマ党首のフィジーファーストは過半数（二六議席）を超える三二議席を獲得し、バイニマラマが首相に就任した。民主的正統性をもったバイニマラマ首相が誕生したのである。フィジーファースト党の得票数二九三、七一四票（投票総数四九六、三六四票）のうちバイニマラマ個人の得票数は二〇二、四五九票（FF全体の得票数の六八・九三％）という驚異的な数に上った。二〇〇七年以来政権を担ってきたバイニマラマとその政策が国民の絶対的な信任を得たことが、ここに確認されたのである。

おわりに

二〇一三年憲法制定の眼目は、二〇〇八年八月の「人民憲章」（二〇〇八年八月）を基礎として二〇〇九年一二月に発表された「民主制と持続可能な社会・経済開発のためのロードマップ」で示された「良い統治」の確立のための具体的な政策を憲法に規定し実現することにあった。その主要な事項は、①新憲法を制定してすべての国民を“Fijian”と呼称し、国名は“Fiji”とすること、②全国一区の非拘束名簿式比例代表制を採用し一院制国会とすること、③国の安全保障を強化し「クー・サイクル」に終止符を打つこと、④反腐敗独立委員会の設置、などであった。これらはすべて二〇一三年憲法に盛り込まれ制度化された。「良い統治」の確立のために違いはないが、これらの事項の目指すところ、最終目的は民族区別を超えた国民統合の実現にあったことはいままでもない。

とりわけ、すべての国民をフィジアン（Fijian）と呼び、民族区別のない選挙制度と議会制度を実現することはフィジー独立以来の国家的課題であり、それを憲法に規定すること自体がきわめて困難な課題であった。それが実現

し五年を経た現時点ではこの試みは成功したかに見える。今後この状態が継続し定着するとき、二〇一三年憲法の目的は達成されたと評価できよう。すなわち、クーデタの発生もなく、民族区分のない選挙による政権選択が幾度か繰り返されたとき、この憲法の評価が定まる。

しかしながら、この憲法の制定に至るバイニマラマ軍事政権の諸政策が国民統合を条文の上で初めて実現した二〇一三年憲法を制定し、その憲法の新制度のもとで第一回の国会議員選挙を実施し、その結果として四年間の安定的な政治を継続していることに対して一定の評価を下しても誤りとはいえないだろう。「軍事独裁政権」として先進民主主義諸国の批判を受け続けたバイニマラマ政権であったが、その政権がフィジーにおける真に自由で平等な民主主義を定着させるための前提条件をつくったと評価できるのである。

民主的正統性を欠いたバイニマラマ軍事政権ではあったが、国民の支持が継続していたことは世論調査等によって裏付けられていた。事実として同政権が多数の国民の期待に応えた、あるいはそれを上回る政策を強力に実行してきたことが支持の理由であり、その政策とは民主政治の基礎となる国民の政治的・経済的平等化の実現を中核とする諸政策であった。全国民をフィジアン (Fijian) と呼び、民族に関わりなく全国民の政治的・経済的平等化を実現すること、すなわち、民主主義の前提条件である全国民の「平等」を確立することがバイニマラマの目指した民主化で、そのための政策を憲法制定に先立ち実行してきたことにより、全国民平等化のための制度を含む二〇一三年憲法の制定を可能にしたといえる。

二〇一三年憲法は、二〇〇六年一月以来のバイニマラマ政権による政策目的の達成を示すものである。同時に、それが今後も安定的に継続するかどうかによって、憲法規定としては実現された憲法の目的たる国民統合の実現の成

否が判断されることになる。現時点での評価はここまでにとどまる。

注

- (1) フィジーにおけるクーデタと民主主義の関係については、東裕「フィジーにおけるクーデタと民主主義―クーデタは民主主義を否定し、民主主義の条件をつくった―」太平洋諸島学会『太平洋諸島研究』第五号（二〇一七年）、三七―五八頁、参照。
- (2) フィジーの一九七〇年憲法、一九九〇年憲法、および一九九七年憲法について、その特徴を国民国家形成と国民統合の観点から考察したものととして、東裕「国民国家形成と憲法―フィジー諸島共和国の場合―」憲法政治学研究会編『近代憲法への問いかけ―憲法の周縁世界』（成蹊堂、一九九九年）所収、二三七―二五六頁。
- (3) 発展途上国においてはいかに機能する憲法を設計するかが求められる。そしてそれぞれの国に応じた安定的な民主主義を実現するための統治制度の設計を目的とするのが「憲法工学」(constitutional engineering)であり、それぞれの国の社会的・政治的・経済的条件を十分斟酌して、それぞれの国において機能するよう立憲主義制度を構築しなければならない。そのため、憲法の目的、その目的の実現を促すための制度、そしてそのもたらす結果を考慮した憲法の設計が求められるのである。（東裕「新立憲主義・憲法工学・憲法政治学」憲法学会編『憲法における普遍性と固有性』（成文堂・二〇一〇年）、四五―五頁。）本稿では、このような視点からフィジー二〇一三年憲法を考察するものである。
- (4) 一九九七年憲法が採用した「複数政党内閣制」(multi-party Cabinet：九九条(3)項)は、民族別に分化した政党制を前提に、首相が組閣にあたって下院で一〇%以上の議席を有する政党に対して議席数の割合に応じて入閣を要請することを義務付けたもので、原住民系とインド系が協働して政権運営にあたる「国民統合政府」を形成することによって国民統合を目指すことを憲法制度として義務付けたものであった。
- (5) 東裕『太平洋島嶼国の憲法と政治文化―フィジー1997年憲法とパシフィック・ウェイ―』（成文堂・二〇一〇年）、二四四頁。

- (6) 『前掲書』、同頁。
- (7) 「人民憲章」の作成の背景・経緯・目的・内容については、『前掲書』、二二六―二八二頁、参照。
- (8) 二〇〇六年一月六日のクーデタ後の大統領の行為の合法性・合憲性をめぐって争われた事件。原告は政権を追放されたガラセ前首相ほか四名、被告はバイニマラマ国軍司令官、フィジー共和国軍、フィジー諸島共和国、暫定政府司法長官。大統領大権 (Prerogative power) の存否とその合法性が争点の中心であった。フィジー高裁判決 (二〇〇八年一月九日) では大統領大権の存在を認め、その行使は合法かつ有効とした。しかし、控訴裁判決では大統領大権を認めず、二〇〇六年一月六日から二〇〇七年一月一六日の間に行われたバイニマラマ国軍司令官の行政権掌握と非常事態宣言やイロイロ大統領によるバイニマラマ暫定首相任命などの措置を違法と宣言した。その一方で、大統領が新たに暫定首相を任命し、総選挙を実施することは合法であると判断した。この判決を下した控訴裁判官三名はいずれもオーストラリア人であった。東『前掲書』二八七頁、および同「フィジー控訴裁判決 (2009/04/09)」と新体制の成立」(社) 太平洋諸島地域研究所『パシフィック ウェイ』通巻二二四号、二〇〇九年八月、一三一―一三三頁。
- (9) 東『前掲書』二八二―二八四頁。
- (10) 東裕「フィジー軍事政権の民主化改革と国際関係の変容」黒崎岳大・今泉慎也編『太平洋島嶼地域における国際秩序の変容と再構築』(アジア経済研究所・二〇一六年) 六二頁。
- (11) 東「前掲論文」六四―六五頁。
- (12) 二〇〇九年七月一日にバイニマラマ政権が発表した「変化に向けた戦略枠組み」(A Strategic Framework for Change) で示された二〇〇九年から二〇一四年までの五年間の政策実施計画を具体化した政策として、同年一月に国家計画省が発表した「民主制と持続可能な社会・経済開発のためのロード・マップ」(Roadmap for Democracy and Sustainable Socio-Economic Development 2010-2014) のこと(「ロードマップ」と略称)。社会・経済状況とインフラの改善を先行させ(二〇〇九―二〇一一年)、その後には新憲法の作成作業と公布(二〇一二年―二〇一三年)、総選挙実施による民主制復帰(二〇一四年九月までに)との工程のもとに、「良い統治」、「経済開発」、「社会・文化開発」に関する個別政策が示された。

(13) 二〇一三年憲法の全条文見出しおよびその特徴については、東裕「フィジー2013年憲法の成立と特徴―政府草案からの修正点を中心に―」(二社) 太平洋協会『パシフィック ウェイ』通巻一四三三号、二〇一四年、一四―三三頁。

(14) 一九九七年憲法の構造と特徴については、東『前掲書』、九七―一三五頁。

(15) 一九九〇年憲法の原住民系国民の政治的優位を定めた特徴的な規定として、首相の就任要件としてフィジー原住民系であること(八三条)、下院議席全七〇議席をすべて民族別議席としそのうち過半数の三七議席をフィジー原住民系議席としたこと(四一条)が挙げられる。東『前掲書』一〇一頁、および同、前掲「国民国家形成と憲法―フィジー諸島共和国の場合―」、二四一頁。

(16) 一九七〇年憲法、一九九〇年憲法、および一九九七年憲法の選挙制度については、東『前掲書』一三八―一四二頁、参照。

(17) 一九八七年のクーデタを実行したランブカ中佐はその後政界入りし「フィジー人党」(SVT)を率い、原住民系フィジー人の支持を得て一九九二年の下院議員選挙で第一党となり首相に就任し、一九九九年五月の選挙でフィジー労働党に敗れるまでその地位にあった。その後、平民階層の出身であったが大酋長会議に加えられ議長も務めた。二〇〇六年のクーデタを実行したバイニマラマ国軍司令官は、二〇一四年九月の民主制復帰の国会議員選挙でフィジーファースト党を率いて立候補し、個人で最高得票数を獲得して当選し、同党の過半数議席獲得に絶大な貢献をした。首相となって今日もその地位にある。

(二〇一八年八月現在)

(18) 一九七〇年憲法の下院は五二議席からなり、フィジー原住民系とインド系がともに二二議席、その他八議席。一九九〇年憲法の下院七〇議席は、フィジー原住民系三七議席、インド系二七議席、ロツマ人一議席、その他民族五議席。一九九七年憲法では下院七一議席のうち、フィジー原住民系二三議席、インド系一九議席、ロツマ人一議席、その他民族三議席、残り二五議席は民族別でない議席となっていた。また、選挙人名簿は、各民族別の名簿(communal rolls)と民族別でない全国民名簿(national roll)とからなっていた。東『前掲書』、九八―一〇四、一三八―一四二頁。

(19) 一九九七年憲法の民族別議席(四六議席)の選挙人名簿は、フィジー原住民系、インド系、ロツマ人、その他の民族、の四つの選挙人名簿からなっていた(一九九七年憲法五一条(1)項(a)号)。各民族別名簿に記載された有権者が、それぞれの民族

別議席の議員を選挙するものであった(同条(2)~(5)項)。

(20) 一九九七年憲法下の上院は三三議席からなり、大酋長会議、首相、野党代表、ロツマ評議会の助言によって大統領が任命した。大酋長会議の助言によるもの一四議席、首相の助言によるもの九議席、野党代表の助言によるもの八議席、ロツマ評議会の助言によるもの一議席であった(一九九七年憲法六四条(1)項(a)~(b)号)。

(21) 下院の選挙制度の基本事項については、一九九七年憲法の五四条から六三条に規定があり、詳細は法律事項とされていた(五四条(2)項)が、選挙投票制 (the preferential system of voting known as the alternative vote) を採用することは五四条(1)項に規定された憲法事項であった。二〇一三年憲法でも選挙制度の基本を憲法事項とする方式が踏襲され、「大選挙区非拘束名簿式比例代表制」(multi-member open list system of proportional representation) と「単一選挙人名簿」(a single national electoral roll) の採用は五三条(1)項に規定されている。

(22) 一九九九年の総選挙では、第一党となったフィジー労働党(FLP)の第一順位選挙率が三三・二%で三七議席(全議席の五二・一%)を獲得し、前与党のフィジー人党(SVT)は第一順位選挙率二〇・〇%で八議席(全議席の一・三%)にとどまった。さらに、第一順位選挙率が一四・五%であった国民連合党(NFP)が改選前の二〇議席から〇議席となり、一方、第一順位選挙率が一〇・二%と国民連合党を下回ったフィジー人協会党(FAP)が一〇議席(改選前四議席)を獲得するなど、一般有権者の目には民意が正確に反映されない不合理な選挙と映った。国民統合を目指した一九九七年憲法にあって、インド系政党に有利でフィジー原住民系に不利な結果を生んだこの選挙制度は、憲法の目的実現に有効な制度となるどころか、それを阻害する結果をもたらした。憲法設計の失敗、しかも致命的な失敗であったと評価せざるをえない。

(23) 独立を控え憲法制定にあたってインド系とフィジー原住民系で激しく意見が対立したのが単一選挙人名簿による選挙(共通選挙)であった。「共通選挙について」インド人たちはそれに大いに固執し、フィジー人たちは強く反対した。…フィジー人は経済的には最も弱いコミュニティであり、共通選挙制度については、自分たちが十分な代表権と適切な発言力を得るまでは、制度基盤を固めさせたくなかったのである。「カミセセ・マラ(小林泉・東裕・都丸潤子訳)『パシフィック・ウェイ―フィジー大統領回顧録』(慶應義塾大学出版会・二〇〇〇年)一四二頁。

- (24) フィジーの主要政党は民族ごとに組織される傾向がある。最近ではその傾向に変化がみられるが、一九九九年の下院議員選挙の時代では、フィジー原住民系がフィジー人党 (SVT) とフィジー人協会党 (FAP)、インド系がフィジー労働党 (FLP) と国民連合党 (NFP) に分かれていた。
- (25) これらの諸権利を実現するために「国は利用可能な資源の範囲内で合理的な手段を取らなければならない」とする一方、「諸権利の実現のための資源を国が有しないと主張するときは、国の責任において資源の利用が不可能であることを示さなければならぬ」として、国に社会権的諸権利 (三二条～三八条) の実現を強く義務付けている。
- (26) フィジーが先進諸国から軍事独裁政権批判を浴びていた二〇一一年にオーストラリアのローウィー研究所 (Lowy Institute) がフィジーで行った世論調査の結果、当時のバイニマラマ首相の政策に対し六六%が支持するとし、六五%がフィジーは良い方向に向かっていると回答した。国民の多数は、政府は国民の声に耳を傾け、保健、教育、交通といった主要な社会サービスを提供していると答え、政府は民族間の不平等解消に向けて努力しているとの回答は六七%にも上った。(Jenny Hayward-Jones, "Fiji at Home and the World, Public Opinion and Foreign Policy", Lowy Institute for International Policy, 2011, p.1.)
- (27) 「太平洋諸島情報」(一社) 太平洋協会『パシフィック ウェイ』通巻一四三号、二〇一四年、五五頁。
- (28) (29) 同。
- (30) 同、五六頁。
- (31) フィジーの伝統的共同体組織の一単位。一つの村に通常二～四のマトンガリ (matagali) が存在し、一つのマトンガリの員数は約五〇～三〇〇人。フィジー全土で約六六〇〇のマトンガリがある。(小柏葉子「マトンガリ」『新版 オセアニアを知る辞典』(平凡社・二〇一〇年)、二九五頁)
- (32) 前掲「太平洋諸島情報」、五六頁。
- (33) 選挙結果の詳細については、東裕「フィジー総選挙・二〇一四・雑感」(一社) 太平洋協会『パシフィック ウェイ』通巻一四五号、二〇一五年二月、二〇一～二五頁。